改正前国共済法第九十三条の十三第二項	
あつた	あつたものとみなされる
組合員期間	旧国共済施行日前期間
当該特定組合員の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）に同項に規定する標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額（同項に規定する従前標準報酬月額をいう。）に二分の一を乗じて得た額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項に定める額（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）
改正前国共済法第九十三条の十三第三項	
あつた	あつたものとみなされる
組合員期間	旧国共済施行日前期間
当該特定組合員の標準期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第三項に定める額（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）
改正前国共済法第九十三条の十三第四項	
組合員期間	旧国共済施行日前期間
改正前国共済法第九十三条の十三第五項	
あつた	あつたものとみなされる
改正前国共済法第九十三条の十四第一項	
退職共済年金	旧職域加算退職給付
あつた	あつたものとみなされる
改正前国共済法第九十三条の十四第二項	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前国共済法第九十三条の十六第一項	
第九十三条の五第一項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬
第九十三条の十三第一項	特定期間に係る旧国共済施行日前期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定
障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前国共済法第九十三条の十六第一項ただし書	

改正前国共済法第九十三条の十六第二項	
第九十三条の九第一項の対象期間と標準報酬の総額の基礎となる当該組合員期間の月数に係る標準報酬月額（第七十三条の二第一項に規定する標準報酬月額をいう。）及び当該期間に第九十三条の九第一項の規定により従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額（同項に規定する従前標準報酬月額をいう。）及び当該期間に第九十三条の六第一項の規定により従前標準期末手当等の額が当該月の標準期末手当等の額とみなされた月にあつては、従前標準期末手当等の額（同項に規定する従前標準期末手当等の額をいう。）の並びに当該期間に第九十三条の九第一項の規定により従前標準報酬月額及び従前標準期末手当等の額が当該月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額及び従前標準期末手当等の額の並びに当該期間に第九十三条の九第一項の規定により従前標準報酬月額及び従前標準期末手当等の額が当該月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額及び従前標準期末手当等の額の並び	旧国共済施行日前期間の改定前
改正前国共済法第九十四条第二項	
遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前国共済法第九十四条第三項	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前国共済法第九十七条第一項	
組合員期間	旧国共済施行日前期間
退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額
改正前国共済法第九十七条第二項	
遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算遺族給付の額
遺族共済年金の受給権者	旧職域加算遺族給付の受給権者
改正前国共済法第九十七条第三項	
組合員期間	旧国共済施行日前期間
退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額
改正前国共済法第九十七条第四項	
退職共済年金	旧職域加算退職給付
障害共済年金	旧職域加算障害給付